

2026 年 7 月 21 日
株式会社ゆうちょ銀行

民営化法に基づく新規業務の届出に関するお知らせ

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「ゆうちょ銀行」）は、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条の 2 第 1 項後段の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、新規業務に係る届出を行いましたのでお知らせいたします。

なお、本業務の取扱開始時期は、必要な業務実施態勢を整え、当局による銀行法上の承認を得た上で、2027 年 4 月以降を予定しています。

1. 届出した新規業務

国民年金基金の加入申込書の取次業務（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 10 条第 2 項第 8 号の規定に基づく銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）第 13 条第 1 項第 3 号ロ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項第 6 号）

2. 業務の概要

国民年金基金制度は、国民年金と合わせて老後の所得保障の役割を担うものとして、自営業者やフリーランスの方等（第 1 号被保険者）を対象とする終身年金を基本とした公的な個人年金であり、国民年金法に基づき設立された制度です。

当行の顧客基盤には、本制度の対象となる自営業者やフリーランスの方等が多数含まれています。当行が国民年金基金の取り扱いチャネルに加わることで、当行をご利用のお客さまへの資産形成サポートによりお客さまの利便性向上を図るとともに、本制度の認知向上と加入促進への貢献を通じて、より多くの方の老後資産の安定に資する社会的意義の実現にも寄与できるものと考えております。

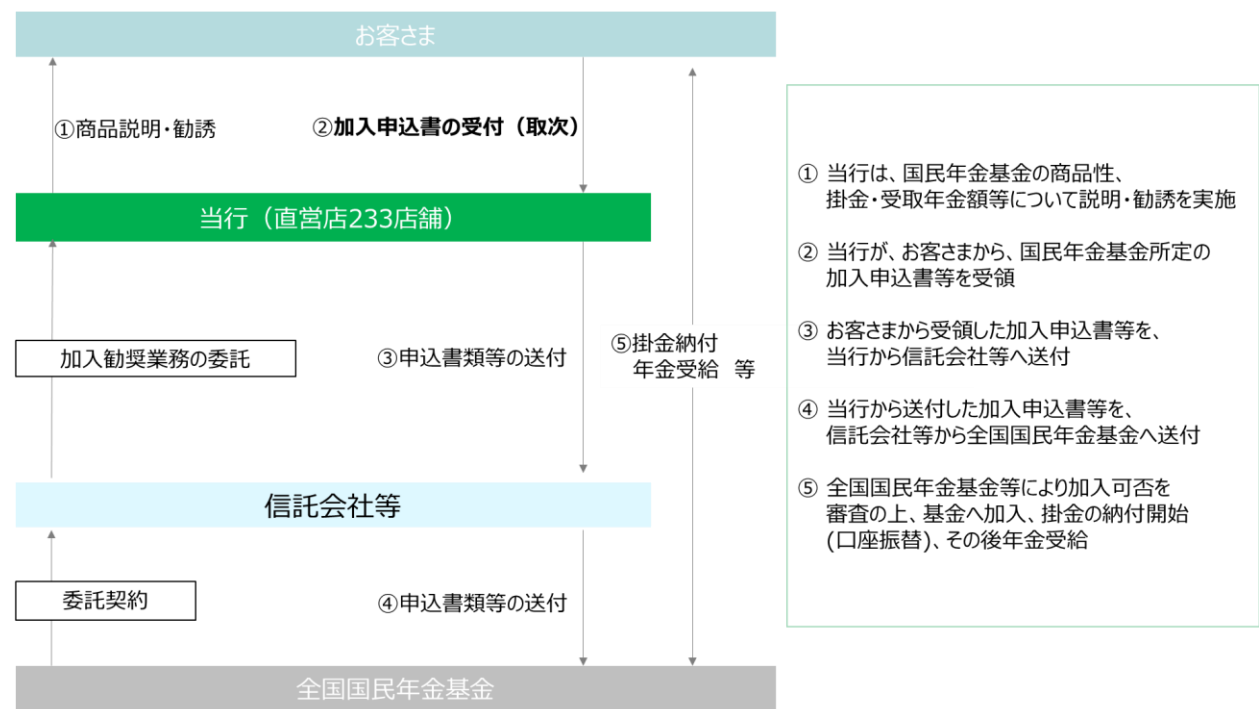
国民年金基金の取り扱いに際しては、国民年金法で国民年金基金の一部の業務の受託が認められている信託会社又は信託業務を営む金融機関（信託会社等）から、国民年金基金の加入申込書の取次業務を当行が受託します。

3. 取扱方法

当行直営店（2026 年 3 月 31 日時点で 233 店）を窓口として、国民年金基金の加入申込書の取次業務を行う予定です。

当行直営店では、本商品の加入対象者（自営業者・フリーランス等）の方へ、老後の資産形成に資する商品として、商品内容等をご説明し、申込希望者から加入申込書を受け付けます。

取り扱いスキーム（イメージ図）



ゆうちょ銀行は、本業務の円滑な開始に向けた体制整備を進めるとともに、全国のネットワークを活用して、引き続きお客さまにとって利便性の高い金融サービスの提供を目指してまいります。